

特別養護老人ホーム みず和の郷

重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人あいあい福祉会
- (2) 法人所在地 福島県福島市松川町水原字神明山25-2
- (3) 事業所名 特別養護老人ホームみず和の郷
- (3) 電話番号 024-567-7700
- (4) 代表者氏名 理事長 小熊 弘人
- (5) 設立年月日 平成18年10月7日
- (6) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています

【短期入所生活介護事業】

平成18年10月7日指定

介護事業所番号0770102705 定員20名（介護予防を含む）

【介護予防短期入所生活介護事業】

平成19年8月1日指定

介護事業所番号0770102705 定員20名（短期入所を含む）

【居宅介護支援事業】

令和3年3月1日指定

介護保険事業所番号0770105948

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設（ユニット型）
平成18年10月7日指定 介護事業所番号0770102697
- (2) 施設の目的 特別養護老人ホームユニットケア施設において、介護保険法及び関係法令に基づき、その専門性を生かし、ご入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供することを目的とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホームみず和の郷
- (4) 施設の所在地等 福島県福島市松川町水原字神明山25-2
- (5) 電話番号 電話 024-567-7700
- (6) 施設管理者 施設長 小熊 弘人
- (7) 当施設の運営方針 ご入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、各ユニットにおいてご入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。
- (8) 開設年月日 平成18年10月7日
- (9) 入所定員 70名（7ユニット：各ユニット定員10名、ほかショートステイ2ユニット：各ユニット定員10名）

3. 居室の概要

居室・設備の種類	室 数	備 考
個 室	70室	冷暖房、洗面台、消灯台、吊り棚、地上テレビ用アンテナ設備、ナースコール
共同生活室(リビング)	7室	各ユニット1室
共同トイレ	21室	各ユニット3室
浴 室	8室	個人浴槽室、特殊浴槽1室
医 務 室 調 理 室	各1室	

○上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

○ご契約者及びご入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご入居者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<主な職員の配置状況>

(令和7年4月1日現在)

	資 格	常 勤	業務内容	兼務先
管理者	施設長	1名	施設の維持管理・運営	短期入所者を含めた人員
医師	医師（嘱託）	1名	診察及び健康管理	
介護支援専門員	介護支援専門員	1名	ケアプラン立案等	
生活相談員	社会福祉士	1名以上	処遇計画及び生活全般	
看護職員	看護師4名	3名以上	看護及び保健衛生等	短期入所者を含めた人員
介護職員	介護福祉士等	30名以上	日常生活の介護全般	短期入所者を含めた人員
機能訓練指導員	作業療法士等	1名以上	日常動作訓練等	短期入所者を含めた人員
栄養士	管理栄養士	1名	給食献立及び栄養管理等	短期入所者を含めた人員
調理員	調理師等	5名以上	調理及び食品管理等	短期入所者を含めた人員
事務職員		2名以上	事務全般等	短期入所者を含めた人員

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 時 間
1. 管理者（施設長） 介護支援専門員 生活相談員 栄養士 機能訓練指導員	8：30 ～ 17：30
2. 医師 （呼吸器科・外科・消化器科・ 泌尿器科・循環器科 他）	・毎月第2・4水曜日 14：00 ～ 16：00
3. 介護職員	・早番 6：30 ～ 15：30 ・日勤1 8：00 ～ 17：00 ・日勤2 10：00 ～ 19：00 ・日勤3 11：00 ～ 20：00 ・遅番 13：00 ～ 22：00 ・夜勤 22：00 ～ 07：30
4. 看護職員	・早番勤務 7：30 ～ 16：30 ・日勤勤務 8：30 ～ 17：30 ・遅出勤務 10：30 ～ 19：30

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入居されている方の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）所持品の持ち込みについて

できるだけご自宅に近い環境で暮らせるよう、身の回りの品々をご持参下さい。

特に、ご入居者の思い出の品（昔の写真アルバムや自分の作品、賞状等）や普段使用している食器類、お気に入りの品などをお願いします。家具や電化製品は、事前に居室スペースを確認の上、ご持参下さい。ただし破損等のおそれもあるためご了承願います。

（2）来訪（面会）

来訪時間は原則8：30～17：30です。時間外の面会ご希望の場合は事前に連絡頂ければ可能です。ただし、感染症予防のため、流行時には、正面玄関にて手指消毒の励行やマスクの着用、また、来訪制限等のご協力をお願いします。

※来訪の際は、受付窓口にあります来訪（面会）簿に、必ず記入して下さい。

（3）外出・外泊

ご家族の付き添いがあれば、外出、外泊は自由です。

尚、外出、外泊をされる場合は、「外出外泊届」によりお申し出下さい。施設宿泊を希望される方は事前に連絡を頂ければ、家族宿泊室もございますので、ご家族が施設に泊まることも可能です。

（4）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、6（2）①に定める「食事の提供に要する費用」は免除されます。

（5）施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用下さい。
- ・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ・ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

- ・当施設の職員や他のご入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙・飲酒

居室内での飲酒喫煙は禁じられております。喫煙は喫煙コーナー等指定された場所で行います。また、飲酒は、他のご入居者に迷惑がかからない限りにおいて可能です。

6. 当施設が提供するサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の1～3割を当施設にお支払頂きます。

（お持ちの介護保険負担割合証記載内容に応じ、負担割合が異なります。）

利用料金は別紙に定めるとおりです。

①食事の管理

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、ご入居者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事を管理します。
- ・管理栄養士は、医師、看護職員、介護支援専門員、その他の職種の者と共同してご入居者の栄養管理を行います。
- ・ご入居者の自立支援のため、原則として離床してリビングで食事をとって頂きます。次の時間を基本としますが、なるべくお好きな時間に食事をとって頂くようにします。
朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・排泄に関する消耗品(オムツやパット等)は介護保険サービスの中でご用意いたします。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員を中心に介護・看護職員により、ご入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご入居者又はご契約者の負担となります。

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。（別紙利用料金表参照）
介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を、ご負担して頂きます。（別紙利用料金表参照）

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額（1日当たり）のご負担となります。

③理髪

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用頂けます。料金は別途お支払いとなります。

④レクリエーション、クラブ活動

ご入居者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。
費用は原則、施設が負担します。ただし、ご本人の趣味による個人所有となる物品等については自己負担して頂きます。

⑤特別な食事（酒等を含みます。）

ご入居者及びご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。料金は掛かった費用の実費をお支払い頂きます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、ご入居者の日常生活に要する費用で、ご入居者又はご契約者にご負担頂くことが適当であるものに係る費用をご負担頂きます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ 日常費用支払代行

介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代行及び通帳をお預かりするサービスを申し込むことができます。サービスご利用に際しては、「日常費用支払代行契約書」の締結が必要となります。日常費用支払代行を申し込まれた場合は、代行手数料として別途1日50円頂きます。

※通帳をお預かりする場合は、毎月の利用料支払い代行も含まれます。

7. 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。お支払い方法は、施設窓口でのお支払い、指定口座への振込、口座自動引落としの中から選ぶことができます。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

※口座引き落としは基本的には27日(土日祝日にあたる場合は次の平日)となります。

8. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご入居者及びご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

① 施設嘱託医

医療機関の名称	済生会福島総合病院
所在地	福島市大森字下原田25
診療科	呼吸器科・外科・消化器科・泌尿器科・循環器科 他

② 協力医療機関

医療機関の名称	済生会福島総合病院
所在地	福島市大森字下原田25
診療科	呼吸器科・外科・消化器科・泌尿器科・循環器科 他

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	植木歯科医院
所在地	福島市松川町字南諏訪原78

④ 緊急時の連絡先

◎第一緊急連絡先			
氏 名		続 柄	
住 所			
電話番号			

◎第二緊急連絡先			
氏 名		続 柄	
住 所			
電話番号			

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第6章参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご入居者に退所して頂くことになります。

- ① 要介護認定によりご入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 当施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者及びご入居者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)
- ⑥ 施設から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者及びご入居者からの退所の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者及びご入居者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、15日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、契約を解除することができます。但し、次の場合には即時に契約を解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご入居者が入院された場合
- ③ 当施設もしくはサービス従事者が、正当な理由なく、本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 当施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他のご入居者がご本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

事業者は、以下の事項に該当する場合、契約者に対して30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

- ① ご契約者が、契約締結時にご入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご入居者が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他のご入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご入居者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合。なお、詳細は重要事項説明書9項のご入居者が病院等に入院された場合の対応についての内容の通りです
- ⑤ ご入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

ご入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び当施設に入居することが出来ます。

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された時には、退院後再び当施設に入居することが出来ます。
但し、入院時に予定された退院日より早く退院するなど、退院時に当施設の受入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用頂く事があります。この場合、介護保険適用の利用料金となります。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する事があります。

(3)円滑な退所のための援助

ご入居者が当施設を退所する場合には、ご入居者及びご契約者の希望により、事業者はご入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得た上で、以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. サービス提供における事業者の責務

当施設は、ご入居者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご入居者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご入居者から聴取、確認します
- ③ご入居者が受けている要介護認定有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。

- ④ご入居者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧することができます。
- ⑤ご入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご入居者の生命及び身体に危険が生じる場合には、ご入居者及びご家族と相談のうえ、やむ得なく身体拘束をする場合があります。
- ⑥事業者及び施設職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご入居者またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご入居者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご入居者の心身等の情報を提供します。

1 1. 事故発生時の対応

サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに保険者（市町村）やご入居者のご家族に連絡して必要な措置を講じます。

サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によってご入居者に損害を与えた場合には、速やかにご入居者の損害を賠償します。

1 2. 緊急時の対応

サービス提供中にご入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医または施設が定める協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じます。

1 3. 非常災害対策について

消火設備その他の非常災害に備えて必要な設備を設けるとともに、定期的な点検を行います。また、非常災害に対処する具体的な計画（消防計画、風水害、地震等）を作成し、避難、救出その他必要な訓練を行います。

1 4. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時において、ご入居者に当施設のサービスを継続的に提供するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、必要な措置を講じます。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

1 5. 感染症の予防及びまん延防止

感染症が発生又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 感染症の発生又はまん延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生又はまん延防止のための研修及び訓練の実施

1 6. 虐待防止への対応

ご入居者の人権保護と虐待防止を図り、健全な支援を提供するために職員に対する研修、苦情処理体制の整備、その他虐待防止に必要な措置を行い、虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかに保険者（市町村）に通知します。

17. ハラスメントの防止

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) ご入居者及びそのご家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。
- ①職員に対する身体的暴力(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)
 - ②職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ③職員に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等)

18. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご入居者に故意又は過失が認められる場合には、ご入居者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

19. 第三者評価の実施について

福祉サービスに関する第三者評価の実施はありませんが、福島県第三者評価基準を使用して定期的に自己評価を行っております。

20. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当施設ご入居者相談・苦情担当(午前8時30分～午後5時30分まで(月～金))
当施設のサービスに関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受付致します。
- | | | |
|---------|-------------|------------------|
| 苦情解決責任者 | 小熊 弘人 (施設長) | |
| 生活相談員 | 室本 由里子 | |
| 介護主任 | 齋藤 裕輔 | |
| 第三者委員 | 迫 詔五 | 電話 024-548-7610 |
| 第三者委員 | 服部 ミサ子 | 電話 090-2795-5558 |
- (2) その他
当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。
- | | |
|----------------|-----------------|
| 福島市役所 介護保険課 | 電話 024-525-6587 |
| 福島県国民健康保険団体連合会 | 電話 024-528-0040 |
| 福島県運営適正化委員会事務局 | 電話 024-523-2943 |
| 福島県 保健福祉部 | 電話 024-521-1111 |

特別養護老人ホーム みず和の郷（ユニット型）

利 用 料 金 表

1 食費・居住費の費用

（１）介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	金 額	
食事の提供に要する費用	1 日当たり	1, 6 0 0 円／日
居住に要する費用	ユニット型個室	2, 0 6 6 円／日

（２）介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金 額	
食事の提供に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第1段階認定者	3 0 0 円／日
	第2段階認定者	3 9 0 円／日
	第3段階①認定者	6 5 0 円／日
	第3段階②認定者	1, 3 6 0 円／日
居住に要する費用 （介護保険負担限度額認定者）	第1段階認定者 ユニット型個室	8 8 0 円／日
	第2段階認定者 ユニット型個室	8 8 0 円／日
	第3段階①認定者 ユニット型個室	1, 3 7 0 円／日
	第3段階②認定者 ユニット型個室	1, 3 7 0 円／日

2 介護老人福祉施設サービス費（1割負担の方）（※1）

区分	項 目	金 額
基 本	要介護1	ユニット型個室 6 7 0 円／日
	要介護2	ユニット型個室 7 4 0 円／日
	要介護3	ユニット型個室 8 1 5 円／日
	要介護4	ユニット型個室 8 8 6 円／日
	要介護5	ユニット型個室 9 5 5 円／日
加 算	初期加算	入居日から30日以内の期間 3 0 円／日 (30日を超える入院後の再入所も同様)
	安全対策体制加算	入居時に1回 2 0 円
	入院・外泊時加算	月6日限度として 2 4 6 円／日 (病院又は診療所へ入院した場合や居宅へ外泊した場合)
	個別機能訓練加算Ⅰ	1 2 円／日
	個別機能訓練加算Ⅱ	2 0 円／月
	サービス提供体制加算	} (※2) 2 2 円 (1 8 円) (6 円) ／日
	日常生活継続支援加算	
	看護体制加算Ⅰ	4 円／日
	看護体制加算Ⅱ	8 円／日
	夜勤職員配置加算	1 8 円／日
	栄養マネジメント強化加算	1 1 0 円／日
	経口移行加算	2 8 円／日

加 算	療養食加算	6円／回
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50円／月
	自立支援促進加算	300円／月
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	} (※2) 3円／月
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	
	排せつ支援加算Ⅰ	} (※2) 10円／月
	排せつ支援加算Ⅱ	
	排せつ支援加算Ⅲ	20円／月
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	} (※2) 1000円／日
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	
	看取り介護加算	死亡以前31日以上45日以下 72円／日
		死亡日以前4日以上30日以下 144円／日
		死亡日の前日及び前々日 680円／日
		死亡日 1,280円／日
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	月々の総額単位数に14%乗じた単位数を加算

(※1)2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金になります。

(※2)加算については体制に応じ加算なしもしくはどちらか一方となります。

3 主な特別電気料金

製 品	仕 様	月額料金
電気ポット	3リットル以下	600円
冷蔵庫	80L未満	400円
冷蔵庫	80L以上100L未満	500円
テレビ	42型以下	200円
電気毛布		250円
パソコン		100円

※上記以外の消費電力量が多い製品の使用に関しては、その都度ご相談させていただきます。

4 その他の費用

料金の種類	金 額
特別な食事の費用	実 費 (利用者のご希望によります)
預り金管理料 (金銭管理・支払い代行料)	50円／日
理美容代	実 費 (利用者のご希望によります)
入院・外泊時の居室料	2,066円／日

契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

介護老人施設サービスの提供の開始に際し、重要事項説明書に基づいて説明を行いました。

事業者	社会福祉法人あいあい福祉会
所在地	福島県福島市松川町水原字神明山25番2
名称	特別養護老人ホームみず和の郷
代表者	施設長 小熊 弘人

説明者 生活相談員 室本 由里子

私は、重要事項説明書に基づき、施設より説明を受け介護老人福祉施設サービス提供の開始に同意しました。

入居者氏名：

住 所：

契約者又は代理人氏名：
(身元引受人兼連帯保証人)

住 所：